

京都府木製治山ダム管理台帳作成事務処理要領

1 木製治山ダム管理台帳作成の目的

木製治山ダム管理台帳の作成は、木製治山ダムの健全度を明らかにすることにより、その適正な維持管理に資することを目的とする。

2 木製治山ダム管理台帳の作成対象

京都府が管理する木製治山ダムのすべてを対象とする。

なお、市町村が管理する木製治山ダムについても、本事務処理要領に準じて作成するよう指導するものとする。

3 木製治山ダム管理台帳の作成者等

広域振興局長及び京都林務事務所長（以下「局長等」という。）は、第1回目の点検後速やかに木製治山ダム管理台帳を3部作成し、その正本は作成者において、その副本は森林保全課及び林業試験場において保管するものとする。

4 木製治山ダム管理台帳の記載事項等

(1) 木製治山ダム管理台帳は、様式1（目視による点検）及び様式2（現況写真）からなるものとする。

なお、必要がある場合は、各様式以外の資料を木製治山ダム管理台帳の付属帳票として併せて保管するものとする。

(2) 木製治山ダム管理台帳の作成は、別添「木製治山ダム管理台帳作成上の注意」によるものとする。

5 木製治山ダム管理台帳の更新

局長等は、第2回目の点検以降については、点検後速やかに木製治山ダム管理台帳を更新するとともに、更新後の副本を森林保全課及び林業試験場に提出するものとする。

6 点検時期

- (1) 局長等は、下表に基づき、木製治山ダムの通常点検を年（被害ランクがC以下のものにあつては、半年）に1回行うものとする。
- (2) 点検は、竣工検査日を基準とし、前後1ヶ月以内に行わなければならない。

7 腐朽度試験機を使用した調査

- (1) 局長等は、木製治山ダムの被害ランクが下表のB以下になった場合は、別に定める「京都府木製治山ダム腐朽度調査要領」に基づき、その腐朽度に係る調査を林業試験場と協力して行わなければならない。
- (2) 林業試験場長は、7の調査による腐朽度試験結果を解析し、その結果を森林保全課長及び局長等に通知しなければならない。

8 木製治山ダムの修繕及び新設

局長等及び森林保全課長は、7(2)の通知における林業試験場長の意見を参考に、試験結果を踏まえて当該木製治山ダムの修繕又は改築について検討しなければならない。

表

ランク	被害状況	対策
A	健全	通常点検(年1回)
B	部分的に軽度の腐朽が見られる 部分的に摩耗が見られる ひび割れが見られる	腐朽度試験機を使用 林業試験場でデータベース化
C	全体的に軽度の腐朽が見られる 破損が見られる 連結部がゆるむ	腐朽度試験機を使用 点検期間年2回 部分的修繕を検討
D	部分的に重度の腐朽が見られる 破損により連結していない 中詰め材が流出	腐朽度試験機を使用 部分的修繕
E	全体的に重度の腐朽が見られる 部材が崩れ、施設の機能が低下 施設が崩壊	腐朽度試験機を使用 全体的修繕又は新設

京都府木製治山ダム管理台帳作成上の注意

第1 木製治山ダム管理台帳の規格寸法等

用紙の規格はA4版とし、上質紙とする。

写真・図等はデジタルデータとし、直接エクセルファイルに貼り付けるか、描画すること。

写真の形式はJPEG、図はGIFないしPNGを原則とし、480×320ドット程度、1枚200KB程度とする。

第2 様式の記入要領

1 様式1

施設名は第 号床固工と記載すること。

施設の概略図及び点検区分けは、CAD図面等を貼り付け、表1に基づいた区分けを記載し、また、腐朽の最も進行した部材の位置を明記すること。

なお、当該部材は、マーキングして現場において明確に判別できるようにすること。

点検区分による腐朽度（被害ランク）は、木製治山ダム管理台帳事務処理要領の表1に基づいて、点検区分毎の腐朽度（被害ランク）が進行した日付を記入すること。

2 様式2

表1の点検区分毎に最も腐朽の進行した箇所の写真を貼り付け、その撮影日時を記入すること。

区分

1	放水路部
2	右岸袖部
3	左岸袖部
4	本体(中央)
5	本体(右岸)
6	本体(左岸)
7	水叩き部
8	間詰工(右岸)
9	間詰工(左岸)

表

京都府木製治山ダム管理台帳質疑応答集

Q 1 治山台帳があるのに、どうして管理台帳を作成する必要があるのですか

A 1 木製の永久構造物が災害で被災した場合、果たしてその災害が原因なのか、腐朽が原因なのかははっきりしません。このため、管理台帳により適正に管理されることにより、もし被災すれば災害が原因であるという証拠になるからです。

Q 2 単費で建設された施設に台帳は不要なのではないでしょうか

A 2 国の災害対策事業には負担法と暫定法があり、国庫補助事業による治山事業で建設された施設は負担法で対応します。一方府単費の小規模治山事業などで建設された施設は、条件により暫定法で対応できる場合があります。したがって、木製の永久構造物は本台帳に準じて適正に管理することが必要と言えます。

Q 3 この要領が施行される以前に建設された木製治山ダムはどうすれば良いですか。

A 3 施行後速やかに台帳を作成してください。

Q 4 写真撮影のコツを教えてください。

A 4 台帳は経年変化が一目で分かることが重要ですので、前年の台帳と同じ位置から同じ方向を向いて、同じ倍率で撮影してください。倍率などの設定が分からない場合は、前年度の台帳を現場に持っていき、見比べながら撮影してください。

また、あまり天気が良すぎるとコントラストがはっきりしすぎて、暗い部分分からない場合があります。基本的には曇りの日の正午前後が撮影に良いとされています（散光で真上から光が当たるから）。

しかし、近頃はデジタルカメラが主流で、加工ソフト等を使えば、あまり条件を選ばず良い写真に仕上げることが可能です。